

広島県環境審議会条例新旧対照表

改正案

(庶務)
第八条 審議会の庶務は、環境県民局において処理する。
(雑則)
第九条 (略)

現行

(庶務)
第八条 審議会の庶務は、環境部において処理する。
(雑則)
第九条 (略)